

徳島県告示第四百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和七年九月九日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る 事業所の名称	指定に係る 事業所の所在地	事業の種類	廃止年月日
社会福祉法人愛心会	小松島市中田町字新開五 八	訪問看護ステー ションコスモス	阿南市羽ノ浦町中庄池野 ノ上五五―一	訪問看護 介護予防訪問看護	令和七年三月 三十一日